平成２７年（フ）第４１０号
福島県いわき市勿来町四沢作田68－５、開始決定時の住所愛知県春日井市如意申町６丁目８番地１　パークサイドＫ２　301号
破産者　武石　博史
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４６４号
名古屋市中区大須３丁目14番55号　ネオハイツ大須1208号
破産者　関口　邦広
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１４号
京都市北区上賀茂山本町53番地　ヴァンデエピ106号
破産者　岩橋　良平（旧姓大西・髙木）
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２４１号
京都府宇治市伊勢田町南遊田37番地の46
破産者　イースト・ケンショーこと　池本　聖史
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１７９号
神戸市東灘区甲南町３丁目３番27―306号
破産者　池野　美樹
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７号
奈良県吉野郡黒滝村大字脇川363番地
破産者　宇原工務店こと　宇原　　毅
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第１２５号
山口市秋穂東1553番地１
破産者　山本　順一
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７号
山口県周南市平原町８番５号　コーポ清水105号
破産者　松井　　毅
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第２６号
山口県周南市大字大河内2100番地の30
破産者　篠崎　忠裕
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第４１号
長崎県大村市皆同町335番地30、旧住所長崎県大村市皆同町583番地１メゾンキャッスルサイドＡ―202
破産者　下平　秀明
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘４丁目１番地12　Ａ棟303号
破産者　求　　紫織
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３９７号
沖縄県豊見城市字宜保260番地　プラザビル302号
破産者　奥田　泰子
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３９８号
沖縄県那覇市西３丁目11番51―501号　タカダ西マンション
破産者　當銘　有香（旧姓奥田）
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６６号
北海道深川市あけぼの町６番28号
破産者　遠藤　　貢
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６号
青森県十和田市大字沢田字三日市141番地１
破産者　野月　京子
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第５０号
秋田市八橋本町３丁目13番19号　ニューリバーレジデンス307
破産者　半田　俊弘
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６２号
秋田市外旭川字三千刈32番地６　センチュリーハイツ101号
破産者　梶本　　聡
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９号
秋田県大仙市太田町国見字戸堂目木150番地１
破産者　中村　清子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部